

意見書

確定拠出型年金の導入について

政府においては、確定拠出型年金について、平成12年度中の導入を目指し、この6月末にも具体的な制度設計を行うべく検討中であると聞いている。当連合会では、確定拠出型年金の導入について、現時点での考え方を下記のとおり意見としてとりまとめたので、よろしくお取り計らい願いたい。

1. 確定拠出型年金の導入については、年金制度の一環として導入するとの趣旨を踏まえ、確定給付型年金を補完するものとして位置付けるとともに、給付設計の選択肢を拡大するという観点から、企業や個人のニーズの多様性にも配慮して、保証利率を設定するタイプも含め多様なタイプの確定拠出型年金の導入を図られたい。
2. 加入者がリスクを負う確定拠出型年金の導入に当たっては、制度の管理や資産の運用に係る受託者責任、情報の開示や加入者教育等が重要となる。かねてから要望している企業年金法については、既存の確定給付型年金も含め確定拠出型年金の導入に合わせて制定されたい。
3. 確定拠出型年金に係る税制については、年金制度の一環として導入するとの趣旨を踏まえ、退職後の安定的な生活設計という観点から、確定給付型年金と同様の税制上の措置を講ずることを基本とし、給付設計、運営管理組織、運用商品等についてその趣旨により合致するものについて他と比して差異を設けるなどの税制上の支援措置を講じられたい。
4. (1) 確定拠出型年金の給付については、退職後の安定的な生活設計という観点から、年金として給付する場合は一時金として給付する場合に比して税制上優遇されたい。
(2) 確定拠出型年金の実施主体については、年金の長期性や加入者保護の趣旨を踏まえ、
 - 加入者の意見の反映
 - 拠出された掛金の年金資産としての保全（外部積立）
 - 受託者責任（運用機関選定の場合などの注意義務や忠実義務）
 - 適切な加入者教育や情報開示の実施
 - 受給者の利便等の事務処理の効率性やコストの軽減
 - 税制上の限度額管理の適正な実施

などの観点から、永続的で、事業主及び運用機関双方からの独立性・中立性を備えた法人とされたい。

また、厚生年金基金を設立する事業所にあっては、基金を実施主体とし、その場合には、運営規制や行政関与の適用を極力簡素化するよう配慮されたい。

(3) ポータビリティを確保するため、転職先企業に確定拠出型年金制度がない場合等については、従業員についての確定給付型年金に係る既存の仕組み・実績等を踏まえて全国をカバーする第三者的機関（永続性・独立性等を備え、適切な加入者教育や情報提供等が行いもの）に個人勘定を移管することとされたい。また、この移管については非課税とされたい。

(4) 自社株を運用商品とすることについては、制度導入の趣旨にそぐわないので、慎重に検討されたい。

平成 11 年 6 月 7 日

厚生年金基金連合会